

# 令和7年9月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月30日（火曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

## 【農業委員】

稻田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

## 【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小夜子	山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世
土器 三紀夫	中津 ゆみ子	米倉 千春	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吉田 尚美	上村 ゆかり

欠席委員

農地利用最適化推進委員 中津 富夫 吐師 伸次郎

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	松田 篤志	農地調整係主査	宮原 直子
農地調整係主任主事	中村 清人	農地調整係主事	遠目塚 墨

議題

報告第 8 号 農地等の合意解約について

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について

議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 非農地証明願いについて

事務局長	<p>ただいまから、令和7年9月定例農業委員会総会を開催します。</p> <p>委員の皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>一同礼。（一同礼）</p> <p>おはようございます。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>（挨拶・会務報告）</p> <p>次に、委員の出席状況を報告します。</p> <p>本日は、中津富夫委員、吐師委員から本日の会議に欠席、鶴田委員から遅刻する旨の届け出がありましたので報告します。</p> <p>よって、ただいまの出席者は農業委員10名、農地利用最適化推進委員15名で、定足数に達しています。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に議事録署名委員に、森永委員と田中委員を指名します。</p>
議長（会長）	<p>それでは、ただいまから今月の議事に入ります。</p> <p>報告第8号並びに議案第24号から議案第28号までを議題とします。</p> <p>事務局長に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>（議案朗読）</p>
議長（会長）	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>これより報告および議案の審議に入ります。</p> <p>まず、報告第8号、農地等の合意解約について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、報告第8号、農地等の合意解約について説明します。</p>

	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は12件です。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年9月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりです。</p> <p>今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。</p> <p>整理番号1番から3番ですが、耕作者変更に伴い解約するものです。</p> <p>整理番号4番ですが、農地条件が悪いため借り人の申し出により解約するものです。</p> <p>整理番号5番から9番ですが、今後売買する予定のため解約するものです。</p> <p>整理番号11番ですが、耕作者変更に伴い解約するものです。</p> <p>以上報告します。</p> <p>説明が終わりました。</p>
議長（会長）	<p>ここで、報告第8号の整理番号5番と7番は、○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき○○議員の退席を求めて審議します。</p> <p>○○委員の退席を求めます。</p> <p>（○○委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号5番と7番について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>○○委員の退席を解きます。</p> <p>（○○委員 着席）</p>
議長（会長）	それでは、整理番号5番と7番を除く報告第8号について質疑を

	<p>求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、報告第8号の質疑を終結します。</p> <p>次に、審議に入ります。</p> <p>議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転6件となります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>次の4ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>畠2筆、2, 969平米の売買です。</p> <p>価格は総額○○円です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>4ページから5ページです。</p> <p>田2筆、4, 648平米の売買です。</p> <p>価格は総額○○○円です。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>田2筆、1, 438平米の贈与です。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>5ページから7ページとなります。</p> <p>田2筆、畠5筆、6, 610平米の贈与です。</p> <p>整理番号5番。</p>

	<p>7ページから8ページとなります。</p> <p>田2筆、2, 863平米の売買です。</p> <p>価格は総額○○円です。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>田1筆、2, 856平米の売買です。</p> <p>価格は総額○○円です。</p> <p>以上所有権移転6件です。</p>
議長（会長）	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第24号については各担当委員に現地確認等をしていただいています。</p> <p>農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。</p> <p>それでは、所有権移転、整理番号1番の農地および申請人「受け人」の報告を宮田委員にお願いします。</p> <p>はい、宮田委員。</p>
宮田委員	<p>まず受け人の方から報告します。</p> <p>受け人は、現在専業農家であり、孫さんが1人いらっしゃるそうで、あと子供たちが○○市内の方に住んでいらっしゃるということで、現在は1人で経営している状態です。</p> <p>あと和牛が親6頭、子が4頭います。</p> <p>2頭が近々生まれる予定らしいです。</p> <p>次に、申請農地について報告します。</p> <p>申請農地は、自宅から北の方に約1キロ行くか行かないかのところにあります。</p> <p>近いところは○○○○が見える位置にあります。</p> <p>周りは雑草で、ここは水はけも良くないところです。</p> <p>日照、接道も別に問題ありません。</p> <p>現在周りがほとんど雑木林で、草も生えている状態ですが、ご本</p>

	<p>人がここを開拓してゆくゆくはイタリアンを植え付けされるそうです。</p> <p>あとは異常はなく、別に問題なしと判断しました。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地の報告を土器委員に、申請人「受け人」の報告を山野委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を土器委員にお願いします。</p>
土器委員	<p>整理番号2番の農地について説明します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会にあります。</p> <p>基盤整備はしてあります。</p> <p>申請農地の周辺状況は水田です。</p> <p>水稻が作付されています。</p> <p>日照、接道、排水は良好です。</p> <p>9月25日に調査した申請農地は、〇〇〇公民館の横の市道を300メートルぐらい上がると、ちょうど〇〇と〇〇線に突き当たります。</p> <p>その手前を右に行くと〇〇に架かる〇〇橋がありますが、〇〇橋手前の2枚目です。</p> <p>それが〇〇〇〇〇一〇です。</p> <p>ちょっとまた突き当たりに戻って、突き当たりの手前の左側に農道がありますが、そこの3枚目が〇〇〇〇〇一〇です。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号2番の申請人「受け人」の報告を山野委員にお願いします。</p> <p>はい、山野委員。</p>
山野委員	<p>整理番号2番の受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、稻作主体の専業農家です。</p> <p>受け人と渡し人の関係は他人です。</p> <p>後継者については、子供さんがまだ小さいためわかりませんとのことでした。</p>

	<p>地域との調和については、農地の管理も行き届いており、耕作意欲も感じられ問題ないと判断します。</p> <p>次に、整理番号3番の農地および申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>はい、中津委員。</p>
中津ゆみ子委員	<p>整理番号3番の農地計2筆について報告します。</p> <p>申請農地は、○○○自治会内にあります。</p> <p>基盤整備が進んでなくて、農地の形状、接道は悪いです。</p> <p>日照、用排水は良好です。</p> <p>以上報告します。</p> <p>続いて、受け人について報告します。</p> <p>受け人は、○○自治会内にいらっしゃいます。</p> <p>営農状況は兼業です。</p> <p>渡し人との関係は知人です。</p> <p>後継者はいなくて、取得後の利用状況は水田です。</p> <p>所有農地の畦の管理も良好で、地域との調和についても問題ないと判断しました。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号4番の農地および申請人「受け人」の報告を山野委員にお願いします。</p> <p>はい、山野委員。</p>
山野委員	<p>整理番号4番について、7筆あるため分けて報告します。</p> <p>まず、○○○○一〇、○○○○〇一〇の2筆についてです。</p> <p>申請地は、ともに○○自治会内にあり、基盤整備済みで形状は四角形です。</p> <p>畠田の方は宅地が混在した水田であり、○○の方は受け人宅のすぐ前にあり、東は山林、北・南・西は宅地が混在した水田です。</p> <p>受け人の営農状況は兼業農家です。</p>

	<p>会社に勤務しながら農業をしており、管理もしっかりとされており問題ないと判断します。</p> <p>続きまして、〇〇〇〇〇、〇〇〇の2筆についてです。</p> <p>北・西は水田、南は山林、東は高齢者施設があります。</p> <p>耕うん済みで、サツマイモ、大根、かぼちゃ、ネギを栽培されており問題ないと判断します。</p> <p>続きまして、〇〇の〇〇〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇の3筆についてです。</p> <p>北・西は水田、南は山林、東は高齢者施設があります。</p> <p>この3筆については木や雑草が茂っていましたので、受け人に確認したところ、木の伐採も自分でできるところはやっていき、できないところは業者にお願いしてきちんとやっていくとの回答をもらいましたので、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号5番の農地および申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p> <p>はい、山口委員。</p>
山口委員	<p>まず、農地について報告します。</p> <p>整理番号5番の農地について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はしてありません。</p> <p>申請地周辺の状況は、北は竹林、東側の一部が宅地、南は道路です。</p> <p>日照は良好です。</p> <p>現況は遊休化しており、カヤや雑草が生えています。</p> <p>次に、整理番号5番の受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の状況は、〇〇〇自治会内にいます。</p> <p>稲作主体の専業農家です。</p> <p>地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており問題</p>

	<p>はないと思います。</p> <p>ここで、家族のことについて説明します。</p> <p>〇〇〇〇家族は、3年前に〇〇から来られた移住者です。</p> <p>市の空き家バンクに登録されていた宅地の前に水田が3反歩、屋敷の前に田んぼをちょっと超えたぐらいの広い住宅です。</p> <p>中ほどに樹齢150年以上の見事な樺の木があります。</p> <p>子供さんは、〇〇〇〇〇を頭に〇人の子供さんがおられます。</p> <p>〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇で農地を求めようと思っていたが高くて諦めたと、そうと言われていました。</p> <p>えびの市にご縁があった方です。</p> <p>前の田んぼも非常に手入れもよくてきて、稻がたわわに実っています。</p> <p>まだ水田を広げたいと言っておられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号6番の農地の報告を山口委員に、申請人「受け人」の報告を吐師委員の代わりに事務局にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を山口委員にお願いします。</p> <p>はい、山口委員。</p>
山口委員	<p>整理番号6番について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備は公的な整備はしてありませんが、個人で立派な農地に仕立ててありました。</p> <p>申請農地は、北は山林、西は道路、西側の方は〇〇〇〇〇の老人ホームです。</p> <p>農地そのものは日照も良く、形状も良いです。</p> <p>水稻かハウスいちごを作るとと言われていました。</p> <p>〇〇の〇〇〇〇〇に入っておられます。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号6番の申請人「受け人」の報告を事務局にお願いします。</p>

	はい、事務局。
事務局	<p>整理番号6番の受け人の状況について、吐師委員の調査報告を代読します。</p> <p>受け人は、○○○自治会内に在住です。</p> <p>受け人の営農状況は、水稻、露地野菜、ハウスの専業農家です。</p> <p>渡し人との関係は知人です。</p> <p>後継者はいらっしゃいません。</p> <p>取得後の利用状況は、水田として利用されるとのことです。</p> <p>所有農地の畦畔管理も良好です。</p> <p>地域との調和も良好です。</p> <p>以上代読により報告します。</p>
議長（会長）	<p>各委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、事務局。</p> <p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということです。</p> <p>したがいまして、計6件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長（会長）	<p>ここで、整理番号3番の申請人「受け人」が○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき○○委員の退席を求めて審議します。</p> <p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>

議長（会長）	それでは、整理番号3番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第24号、整理番号3番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、整理番号3番はお諮りのとおり決定します。 ○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長（会長）	続いて、整理番号3番を除く議案第24号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 はい、森永委員。
森永委員	6番の件で、若い青年で農業でいちごをするというような話でしたが、ほ場の状況がわからないので聞きたいのですが、朝6時頃から朝日が十分当たるところなのか教えてもらいたいと思います。
議長（会長）	はい、山口委員。
山口委員	はい、畠の高さは市道から三、四十センチぐらいの高さであります、接道から、接道というのは○○○線の国道ですが、しっかりとした入口ができています。 そして、北の方が山なんですが、朝日は9時頃からだと思います。 農地が約3反歩あります、広いですから、それにとりあえず水

	稻を作つて、そしてハウスでいちごを作ると言つられていました。私も○○の○○○○○○のところまで行つたんですが、そこで5、6人で作業しておられましたが、この土地の所有する方が牧の原に住宅を持つておられるわけですが、それを買われるとも聞いています。
議長（会長）	ただいま説明がありましたが、よろしいですか。
森永委員	はい。
議長（会長）	他にありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号3番を除く議案第24号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第24号はお諮りのとおり決定します。 次に、議案第25号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします
事務局	はい、事務局。 それでは、議案第25号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について説明します。 9ページをご覧ください。 この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件で、農地を出してから農地中間管理機構が買い入れまして受け手に売り渡すという事業となります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、別紙農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構

に要請するため、計画の承認を求めるものです。

本案件の申請件数は2件です。

10ページをご覧ください。

申請内容について概略を説明します。

整理番号1番。

事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象農地は、田8筆、9, 687平米で農振農用地です。

対価は○○○○○○○円です。

受け手は、認定農業者の農地所有適格法人で、水稻経営を行っています。

営農状況としましては、飼料、稻作経営で28万2204平米を耕作しています。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

担い手区分をご覧ください。

これは、売買事業を活用できるかどうかの要件の欄です。

申請対象農地は、○○、○○の地域計画内の農地であり、今後地域計画内の担い手として位置づけられると見込まれますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。

事業区分の欄をご覧ください。

受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象地が農振農用地であることのすべての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しております。

続きまして、10ページをご覧ください。

整理番号2番。

事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象地は、田5筆、3, 985平米で農振農用地です。

対価は○○○○○○円です。

受け手は、整理番号1番で説明した農地所有適格法人ですので、

	<p>當農状況の説明は省略します。</p> <p>農地購入後の利用としては、水田を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象地が○○○、○○の地域計画内の農地であり、受け人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者などのすべての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>以上、本計画において、所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。</p> <p>先ほど整理番号2番の説明の前に10ページと説明しましたが、実際は11ページでした。</p> <p>訂正いたします。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第25号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第25号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第25号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>また、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進</p>

	<p>計画の作成を要請します。</p> <p>次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」、および議案第28号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>今月の許可申請件数は1件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略します。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字○字○、畠1筆、803平米を農機具倉庫敷地として申請するものです。</p> <p>本案件は既に造成が行われているため、申請人からの始末書の提出があります。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農地区分は区域内白地となります。</p> <p>事業費につきましては、建物建築費○○○○円を融資にて対応されます。</p> <p>備考欄に記載してありますが、事業面積は登記地目宅地を含んだ1,468.86平米となります。</p> <p>雨水については、地下浸透および南側水路に処理されます。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p>
--	---

今月の許可申請件数は1件です。

申請人等の住所、氏名については省略します。

15ページをお開きください。

整理番号1番。

申請地は、大字〇〇字〇〇〇〇、田1筆、1, 394平米を宅地分譲地として申請するものです。

権利関係は売買です。

立地基準につきましては、農地区分が第3種農地、都市計画区域は区域内、第二種中高層住居専用地域、農地区分は区域外となります。

事業費につきましては、土地購入費〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇円、特定盛土宅地造成許可申請〇〇〇円、計〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。

敷地内の雨水は、地下浸透および集水枡にて処理されます。

先ほど説明しました事業費の中の特定盛土宅地造成許可申請について補足説明します。

令和7年5月1日から宮崎県で盛土規制法の許可または届け出が必要となりました。

一定規模を超える盛り土や切り土を行う場合に、県の許可等が必要となります。

規制区域の場所により盛り土や切り土の状況で許可等の要件が変わりますが、例としまして、盛り土の高さが1メートルを超える場合、切り土の高さが2メートルを超える場合、高さ30センチを超える盛り土や切り土を行う面積が500平米を超える場合などの要件があります。

本案件は、申請地について70センチ程度の盛り土を行うと譲受人から話があったため、高さ30センチを超える盛り土や切り土を行う面積が500平米を超える場合に該当するものと判断して

います。

したがいまして、本案件は、盛土規制法の許可が必要な案件となり、盛土規制法に基づく許可申請を県に対し申請人が合わせて行っています。

なお、農地法の許可要件において、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みという項目があり、農地転用の許可は通常の流れでは発出されず、盛土規制法の許可の見通しが立った段階で農地転用の許可が発出される流れとなります。

続きまして、16ページをお開きください。

議案第28号、非農地証明願いについて説明します。

今月の証明願い件数は2件です。

申請人の住所、氏名については省略します。

17ページをお開きください。

整理番号1番。

申請地は、大字〇〇〇字〇〇、田5筆および畠1筆、計6筆、3,972平米です。

立地基準につきましては、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。

非農地の根拠につきましては、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地のうち、その土地が周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用が困難と見込まれる土地です。

現況は原野です。

18ページをお開きください。

整理番号2番。

申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇、田1筆、1,199平米です。

立地基準につきましては、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。

	<p>非農地の根拠につきましては、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は山林です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第26号から28号については、先日9月29日に第3小委員会で審議がされています。</p> <p>ここで、第3小委員会から報告をお願いします。</p> <p>はい、前原第3小委員会委員長。</p> <p>はい、それでは第3小委員会の報告を行います。</p> <p>会長から招集を受けまして、9月29日に委員10名、事務局3名、計13名の出席で第3小委員会を開催しました。</p> <p>今回の議案は、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件、それから非農地証明願い2件の計4件です。</p> <p>初めに、議案第26号、農地法第4条の許可申請、整理番号1番について説明します。</p> <p>申請人は、農業従事者であり農業機械を所有していますが、現在の住居が狭く、敷地の広い弟宅で保管しており、農作業に不便が生じているため、隣接地である申請地に農機具倉庫を建築したいので申請されたものです。</p> <p>場所は、○○自治公民館から南に約200メートルのところの県道○○○○・○○線沿いに位置します。</p> <p>申請地の周囲の状況は、北側、東側、西側は宅地で、南側は市道に接しており、申請地周囲に農地はなく周辺農地への影響はないとの判断し、特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>議案第27号、農地法5条の許可申請、整理番号1番について説明します。</p> <p>譲受人は、えびの市内で不動産業を営んでおり、宅地分譲を主たる事業としています。</p>
--	--



	<p>さらに、その西側には農地の遊休化が進んでいる地域でした。周囲には農地はなく、10年以上経過した杉が植林されているようです。</p> <p>以上第3小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件、非農地証明願い2件について特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当および非農地としてもやむを得ないと判断しました。</p> <p>皆様のご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>判断根拠を説明します。</p> <p>農地法第4条および第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ありませんでした。</p> <p>立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことです。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手續要領および市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よって、今月の議案第26号から第28号の計4件につきましては、転用許可基準および非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p>
議長（会長）	<p>第3小委員会委員長報告および事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第26号から28号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第26号、27号、28号は原案のとおり承認することに、 賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第26号、27号、28号は原案のとおり決定します。 なお、議案第26号と議案27号については許可相当として宮崎 県知事に意見書を提出します。 以上で本日の議案審議はすべて終了しました。

午前9時46分